

事 前 評 価 調 書

I 事業概要				
事業名	治山事業（予防治山事業）			
地区名	豊田市中当町イナバ他			
事業箇所	豊田市中当町イナバ他			
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃渓流を保全し、山地災害を防止する。			
事業目標	【達成（主要）目標】 谷止工1個を設置し、荒廃渓流の保全を図る。			
事業費	事業費 16百万円	内訳 ■工事費 15.7百万円、■用補費 0.3百万円、□その他 百万円		
事業期間	採択予定年度 平成26年度	着工予定年度 平成27年度	完成予定年度 平成27年度	
事業内容	谷止工1個を設置する。			
II 評価				
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、渓流の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。		
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。	
		【理由】	山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。	
②事業の実効性	1) 事業計画	平成27年度に立木補償0.3百万円、工事を15.7百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成27年度で、総事業費は16百万円の予定である。		
	判定	2) 地元の合意形成	合意済み	
		A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。	
【理由】	地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。			
III 対応方針				
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。			
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容				
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】				
【主な評価内容】 治山施設の整備状況				